この基準は、川越市上下水道事業管理者が管理する(寄付等により今後管理する見込みのあるものを含む)汚水取付管の布設工事に適用する。

1. 管種及び配置

(1)管種

管種は、原則、硬質塩化ビニル管とする。

(2)平面配置

- ①布設方向は、本管に対して直角、かつ、直線的に布設する。原則、曲管を2個以上設置し、 ひねり配管を行わないこと。
- ②取付管の間隔は、管の外面と外面の離隔を1m以上確保した位置とする。
- ③取付管を既設人孔に接続する際は、既設取付管との離隔を管の外面と外面で0.1 m以上 確保した位置とする。
- ④人孔と近接して取り出す場合は、人孔(躯体)と取付管外面の離隔が1m以上確保するよう支管を設置し、配管すること。
- ⑤人孔取付管の場合は、人孔から宅内最終桝まで直線にて施工を行うこと。
- (3)こう配及び取付位置
 - ①こう配は10‰以上とし、位置は、原則、本管の管頂120度の間に取付ける。
 - ②他社占用物件とは管の外面で0.3m以上離隔を取ること。
 - ③新設取付管の最小土被りは舗装(路盤を含む)の厚さに 0.3 mを加えた値以上とすること。 確保できないときは、理由を添えて下水道課と協議すること。

(4)管径

- ①管の最小管径は、内径150mmを標準とする。
- ②既存利用する場合で既存取付管の内径が100mmだったときは、宅地内側から道路境界までの範囲を内径150mmの管で布設替えを行うこと。(管種が陶管やZ管のときも同様とする。)

2. 取付部の構造

- (1)本管へ取付管を接続する場合は、支管を用いる。
- (2)本管との接続部は接着剤塗布後、番線又はアンカー(4箇所以上)で定着する。
- (3)地下水のあるところは、本管と支管の接続部に水膨張性ゴムが使用されている支管を使用すること。
- (4)曲管は60度以下を用いること。60度を超えるときは、60度以下の曲管を組合せて施工すること。
- (5)人孔取付管の施工で土被りを変える場合の曲管は45度以下を用い、曲管と曲管の間は3 00mm以上の直管を使用すること。
- (6)人孔取り出し部分には、砂付短管を用いモルタルで固定すること。ただし、前述に代って 可とう継ぎ手を用いてもよい。

3. 撤去、閉塞

敷地内に既存取付管があるときは、原則、これを使用すること。

当該建築計画において使用しないものについては、支管部から撤去し、本管の開口部を閉塞すること。

4. 工事完成書類

- (1)出来形管理
 - ①取付管設置管理図
 - a. 上流人孔から取付管までの距離(L)を測定。
 - b. 上流からみて取付管を左右のどちらに設置したか。
 - c. 本管土被り(H1)を測定。
 - d. 官民境界での取付管土被り(H2)を測定。
 - e. 取付管曲管使用部の土被り(H3)を測定。
 - f. 本管芯から宅地内最終桝の手前までの水平距離(L0)を測定。
 - g. 本管芯から取付管曲管使用部までの水平距離(L1)を測定。
 - h. 取付管曲管使用部から官民境界までの水平距離(L2)を測定。
- (2)工事完成写真(取付管全箇所)
 - ①着手前及び完成
 - ②使用材料
 - ③施工状況写真
 - a. 削孔状況
 - b. 支管の接着剤塗布状況
 - c. 支管取付状况
 - d. 曲管設置状況
 - e. 取付管布設状況
 - f. 宅内最終桝設置状況
 - g. 土被りH1、H2、H3の測定
 - h. 距離L、LO(エルゼロ)、 L1、L2の測定
 - i. 撤去・閉塞の状況

【その他連絡事項等】

- (1)近隣や通行人等からの問合せが想定されますので、工事施工日を前日までに連絡してください。(下水道課職員が現場に立会うことがあります。)
- (2)工事完成写真を検査の判断材料の一つとしますので、撮り忘れがないようにしてください。 写真で施工状況等が確認できない場合、施工業者の責任で開削していただき、確認させていた だくことがあります。
- (3) 宅内最終桝の深さが 1, 100 mmを超える可能性があるときは、内径 300 mm以上の桝を使用してください。
- (4)取付管布設後、転圧不足や軟弱地盤等の理由により宅内最終桝が沈下し、取付管が逆勾配となり、宅内最終桝内に水等が溜まっていることがあります。この場合、施工業者に修繕を依頼しますので御注意ください。
- (5)誤接合(汚水管ではなく、誤って雨水管に接合する等)が宅地内検査等で判明した場合、施

工業者に是正していただきますので御注意ください。

- (6)公設桝がある場合は、別途協議すること。
- (7) 既設取付管を使用する場合は、事前に破損等がないか確認し、使用できない、または無かった場合は、下水道課と協議すること。
- ※上記の他、基準どおり施工されていない場合、再施工となります。基準どおり施工できない可能性があるときは、下水道課に御相談ください。

連絡先

川越市上下水道局下水道 049-223-0331 (課直通)